

大個審第17号
(答申第338号)
令和元年7月4日

大阪府警察本部長 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和元年6月24日付け留第1312号で諮問のありました「被留置者に係る個人情報の取扱い」に係る大阪府個人情報保護条例第8条第2項9号に規定する目的外利用・提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記の事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、被留置者に係る個人情報のうち、弁護士の接見回数等の情報を提供し、弁護士会が指導監督権を行使することにより、被告人の国選弁護を受ける権利を担保するという目的を有し、公益上の必要性は認められる。
ただし、提供する個人情報については、目的達成のための必要最小限の範囲に限定すること。
- 2 提供先に対し、個人情報の漏洩の防止その他の適正管理について、十分な個人情報保護措置を講ずるよう求めること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦